

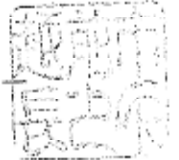


越前市告示第86号

令和4年9月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月24日

越前市長 山 田 賢



- 1 日 時 令和4年8月31日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 4 2 号から議案第 4 4 号まで

令和 3 年度越前市企業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 3 年度の越前市水道事業会計、越前市工業用水道事業会計及び越前市下水道事業会計について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、利益の処分に関し議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、次に掲げる決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第 4 2 号 令和 3 年度越前市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 4 3 号 令和 3 年度越前市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 4 4 号 令和 3 年度越前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第45号から議案第48号まで

令和3年度越前市決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、次に掲げる決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年8月31日提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第45号 令和3年度越前市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 令和3年度越前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 令和3年度越前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 令和3年度越前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 49 号

越前市職員の定年等に関する条例の一部改正について
越前市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 31 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
越前市職員の定年等に関する条例（平成 17 年越前市条例第 33 号）の一部を
次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条—第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条—第 11 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条・第 13 条）

第 5 章 雑則（第 14 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「昭和 25 年法律第 261 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3」を「第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「年齢 60 年（業務員にあつては、年齢 63 年）」を「年齢 65 年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「補充することができないとき」を「補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その期限は、その職員」を「当該期限は、当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員又は第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

(1) 越前市職員の給与に関する条例(平成17年越前市条例第51号)第11条に規定する管理職員

(2) 越前市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年越前市条例第229号)第2条において準用する越前市職員の給与に関する条例第11条に規定する管理職員

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占め

る職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日

から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の３項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「６５年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで	６１年
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	６２年
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６４年

- 4 令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間において、越前市職員の給与に関する条例（平成１７年越前市条例第５１号）第１条に規定する業務員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「６５年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和１１年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６４年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢６０年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢６０年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意

思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第17条の規定による越前市職員の退職手当に関する条例（平成17年越前市条例第54号）第2条第2項本文及び第17条第2項の改正規定
令和4年10月1日

(2) 附則第11条の規定、附則第17条の規定による越前市職員の退職手当に関する条例第17条第4項の改正規定及び附則第22条第3項の規定 公布
の日

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の越前市職員の定年等に関する条例（平成17年越前市条例第33号。以下この条から第7条までにおいて「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の越前市職員の定年等に関する条例（以下この条から第10条までにおいて「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例

第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)

であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあ
る者

- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）
であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、
旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和
25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第2
8条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫
定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第
1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用
することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年
齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時
勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の
規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、
当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職
した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年
改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第
22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新
地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条
の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）
であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあ
る者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）
であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、

暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項並びに附則第20条から第22条までにおいて同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年

度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の

職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(公益的法人等への越前市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第12条 公益的法人等への越前市職員の派遣等に関する条例(平成17年越前市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 越前市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条第1号中「(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第

1 項の規定により採用された職員を除く。) 」を削る。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 3 条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (平成 1 7 年越前市条例第 3 4 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1 日以上 6 箇月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の 1 0 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 4 条 越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 1 7 年越前市条例第 3 8 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 2 8 条の 4 第 1 項若しくは第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項」に改め、「で同法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書、第 4 条第 2 項並びに第 1 3 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(越前市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 5 条 越前市職員の給与に関する条例 (平成 1 7 年越前市条例第 5 1 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 2 項を次のように改める。

2 法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第 3 条第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間

を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第5条の3中「第6項」を「第5項」に改める。

第16条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「場合はその」を「場合には、その」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第27条第2項、第29条第3項及び第32条第2項並びに附則第14条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1条を加える。

（60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額の特例）

第19条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（業務員にあつては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（第3項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 越前市職員の定年等に関する条例（平成17年越前市条例第33号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 越前市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

3 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び第5項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第1項の規定の適用を受ける職員に限り、第3項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

6 第3項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を

給料として支給する。

7 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項の規定による給料月額、第3項の規定による給料その他第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の旅費支給に関する条例の一部改正)

第16条 職員の旅費支給に関する条例(平成17年越前市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「同法」を「法」に改める。

(越前市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第17条 越前市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「日を含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「(1月間の日数(越前市の休日を守る条例(平成17年越前市条例第3号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第17条第2項において「職員みなし日数」という。)」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第6条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第7条中「10年」を「15年」に改める。

第10条の3の表第10条の部退職日給料月額のうち「100分の2」の次に「を乗じて得た額の合計額」を加える。

第10条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第11条第4項において」に、「定める額（以下）」を「定める額（この項及び第5項において）」に改め、同条第4項第1号中「前号」を「第1項」に改める。

第17条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「とする」を「とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改める。

第21条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第22条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第24条第1項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第6項中「第7条まで」の次に「及び附則第14項から第20項まで」を加える。

附則第7項中「第6条の2」の次に「及び附則第17項」を加える。

附則第8項中「第6条」の次に「又は附則第15項」を加える。

附則に次の7項を加える。

14 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続し

た者であって、60歳（越前市職員の給与に関する条例第1条に規定する業務員にあつては、63歳。以下同じ。）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第14項」とする。

15 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第15項」とする。

16 前2項の規定は、給与その他の処遇の状況について規則で定める職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

17 越前市職員の給与に関する条例附則第18条第1項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

18 当分の間、地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に対する第7条の規定の適用については、同条中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16項に定める職員以外の者	60歳
附則第16項に定める職員	規則で定める年齢

19 当分の間、地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第7条及び第10条の3の規定の適用については、第7条の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2

号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第18項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職日の属する年度のその者の末日年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職日の属する年度のその者の末日年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

20 当分の間、地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第18項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第7条及び第10条の3の規定の適用については、第7条の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職日の属する年度のその者の末日年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(越前市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第18条 越前市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年越前市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「同法」を「法」に改める。

(越前市職員の再任用に関する条例の廃止)

第19条 越前市職員の再任用に関する条例(平成17年越前市条例第30号)は、廃止する。

(越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 暫定再任用職員で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例附則第14条の規定による改正後の越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の

規定を適用する。

(越前市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される越前市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年越前市条例第38号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される越前市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例附則第15条の規定による改正後の越前市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第16条第2項及び第22条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第29条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第32条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同

項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 越前市職員の給与に関する条例第4条、第5条第2項から第7項まで、第13条から第15条まで及び第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。（越前市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第22条 暫定再任用職員に対するこの条例附則第17条の規定による改正後の越前市職員の退職手当に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「以下」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下」とする。

2 新条例第2条第2項本文及び第17条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

3 新条例第17条第4項の規定は、附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

議案第50号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年8月31日提出

越前市長 山田 賢一

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成17年越前市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初

日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号イの前にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場

合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期

間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該任期为」を「当該任期を」に、「満了後に」を「満了後」に、「当該任期の末日」を「当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として
条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第2条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 越前市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 越前市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年越前市条例第38号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例第11条の規定による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 5 1 号

越前市手数料条例の一部改正について

越前市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市手数料条例の一部を改正する条例

越前市手数料条例(平成 1 7 年越前市条例第 8 2 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(手数料の特例)

- 6 別表第 2 の規定にかかわらず、令和 4 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に個人番号カードを利用して市長が指定する端末機又は多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機をいう。)により交付を受けた住民票、戸籍の附票の写し交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料、納税証明書交付手数料、資産証明書交付手数料及び所得証明書交付手数料にあつては 1 5 0 円とし、戸籍の謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料にあつては 3 0 0 円とする。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

議案第 5 2 号

越前市子ども医療費の助成に関する条例及び越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

越前市子ども医療費の助成に関する条例及び越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市子ども医療費の助成に関する条例及び越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(越前市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 越前市子ども医療費の助成に関する条例(平成 1 7 年越前市条例第 1 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 助成対象者が医療機関において療養を受けた場合 当該一部負担金の額(社会保険各法以外の法令その他規程により公費負担金、附加給付金等を受けることができる場合は、当該一部負担金の額から当該公費負担金、附加給付金等の額を控除した額)及び入院時食事療養費の定額負担分

第 6 条第 2 項中「の助成額は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ当該各号に定める額とする」を「は、当該一部負担金の額を助成する」に改め、同項各号を削る。

第 1 0 条第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、加入医療保険に変更があったときを除く。

(越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成 1 7 年越前市条例第 1 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号に次のただし書を加える。

ただし、加入医療保険に変更があったときを除く。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の越前市子ども医療費の助成に関する条例及び越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

議案第 5 3 号

工事の請負契約について

新公立認定こども園（西校区）建設工事を次のとおり契約するものとする。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 新公立認定こども園（西校区）建設工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 9 4 3 , 2 5 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 株式会社ウエキグミ・株式会社木原・株式会社キョエイビルド・株式会社竹内工務店特定建設工事共同企業体
代表者 越前市府中三丁目 9 番 1 号
株式会社ウエキグミ |

議案第54号

工事の請負契約について

新公立認定こども園（西校区）建設に伴う機械設備工事を次のとおり契約するものとする。

令和4年8月31日提出

越前市長 山 田 賢 一

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 新公立認定こども園（西校区）建設に伴う機械設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 179,520,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 正光設備株式会社・株式会社タケフ営繕・株式会社板倉設備特定建設工事共同企業体
代表者 越前市押田一丁目3番8号
正光設備株式会社 |

議案第55号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

令和4年8月31日提出

越前市長 山田 賢一

認定する路線

路線名	起 点	終 点	延長(m)
市道第3638号線	家久町101字1番8先	家久町101字3番10先	142.8
市道第4543号線	稲寄町19字14番2先	稲寄町19字11番3先	237.1
市道第4544号線	高木町302番6先	高木町302番7先	82.0
市道第2462号線	松森町19字1番6先	松森町27字1番17先	72.0
市道第7935号線	八石町2字43番1先	南坂下町35字24番2先	1,620.0

議案第56号

財産の取得について

市道の除雪作業用として、次の除雪機械を取得するものとする。

令和4年8月31日提出

越前市長 山 田 賢 一

- 1 名称及び数量 除雪ドーザ（11t級）1台
- 2 取得予定価格 23,650,000円
- 3 契約の相手方 コマツサービスエース株式会社 丹南店

議案第 58 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 越前市小松二丁目 2 番 27 号

氏 名 岡 川 聖 代

昭和 47 年 8 月 26 日 生

令和 4 年 9 月 27 日 提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第 59 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 越前市中平吹町第 74 号 4 番地

氏 名 佐 治 覺 次

昭和 22 年 1 月 29 日 生

令和 4 年 9 月 27 日 提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第60号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を越前市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 越前市御幸町16番17号

氏 名 丸 岡 幸 生

昭和22年5月28日 生

令和4年9月27日提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第 6 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 越前市家久町第 7 2 号 2 6 番地

氏 名 長谷川 美津代

昭和 3 0 年 6 月 8 日 生

令和 4 年 9 月 2 7 日 提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第 6 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 越前市八石町第 4 号 1 2 番地の 1

氏 名 蓑 輪 優 子

昭和 2 9 年 9 月 2 8 日 生

令和 4 年 9 月 2 7 日 提出

越前市長 山 田 賢 一